

三浦邦俊法律事務所
弁護士報酬規程

平成29年10月1日 現在

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目15番33号

ダイアビル福岡赤坂3階

三浦邦俊法律事務所

TEL 092-737-5885

FAX 092-737-5886

弁護士 三浦邦俊

三浦邦俊法律事務所弁護士報酬規程

第1章 総則

1 弁護士報酬

- ① 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とします。
- ② 各報酬の定義は、以下のとおりです。
 - (i) 法律相談料
依頼者に対しておこなう法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含みます。）の対価をいいます。
 - (ii) 書面による鑑定料
依頼者に対しておこなう書面による法律判断または意見の表明の対価をいいます。
 - (iii) 着手金
事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
 - (iv) 報酬金
事件の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
 - (v) 手数料
原則として一回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
 - (vi) 顧問料
契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
 - (vii) 日当
弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除きます。）の対価をいいます。
 - (viii) 時間制
1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要した時間を含みます。）を乗じた額を弁護士報酬とします。

2 弁護士報酬の支払時期

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程あるいは依頼者との協議によって定められたときに、それぞれ支払いを受けるものとします。

3 事件の個数

- ① 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とします。但し、民事訴訟事件について引き続き上訴審の事件を受任したときの報酬金については、特段の定めがない限り、最終審終了後に支払いを受けるものとします。
- ② 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

4 弁護士の報酬請求権

- ① 弁護士は、依頼者に対して、弁護士報酬を請求します。報酬の支払いがない場合には、委任事務処理に着手しない場合があります。
- ② 以下の場合には、弁護士報酬を減額することがあります。
 - (i) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき
 - (ii) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき
- ③ 一件の事件等を、当事務所外の弁護士と共同受任するときに、以下の場合には、それぞれの弁護士が弁護士報酬を請求することになります。
 - (i) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき
 - (ii) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき

5 弁護士の説明義務

- ① 弁護士は依頼者に対して、予め弁護士報酬等について、十分に説明しなければならないとされていますので、不明の場合は、よく尋ねてください。依頼者は、弁護士に対して、弁護士報酬等の見積書の作成を求めることが出来ます。
- ② 事件等を受任する場合は、委任契約書を作成するよう努めるものとします。但し、迅速を要する場合、事件の内容、性質から委任契約書の作成が困難と思われるときは事件着手を優先させることがあります。また、法律相談、簡易な書面作成、顧問契約などの継続的な契約に基づくときなどの場合は、委任契約書を作成しない場合があります。
- ③ 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期、委任契約が途中で終了した場合の清算方法その他の特約事項を記載するものとします。
- ④ 委任契約書を作成しない場合でも、弁護士は依頼者からの求めがある場合には、弁護士報酬等説明書を交付するものとします。報酬等説明書には、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期を記載しますが、請求書に基づく支払いがあった場合は、請求書をもって報酬等説明書に代えさせていただきます。

6 弁護士報酬の減免等

- ① 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、本規程の他の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し、又はこれを減額若しくは免除することができます。この場合は、弁護士は、依頼者に対して、法律扶助の申請をおこなうことを勧めることがあります。
- ② 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を本規程とおりに受領することが不相当と判断するときは、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができます。但し、着手金及び報酬金の合計額は、本規程第15条の着手金と報酬金の合計額を超えないものとします。

7 弁護士報酬の特則による増額

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、第6条第2項の規定又は第2章ないし第4章の規定によっては、弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、依頼者との協議によって、適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

8 消費税に相当する額

この規程に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まないものとします。但し、見積書、請求書等については、総額も表示するものとし、事件進行中に消費税額の改定があった場合は、その後に弁護士報酬等を請求する場合は改定後の消費税額によるものとします。

第2章 法律相談等

9 法律相談料等

法律相談料は、原則、30分毎に1万5000円とします。但し、勤務弁護士の相談の場合は、30分毎に5000円から1万円とします。

Mail、SNS等による相談の場合は、その対応に要する時間に従って相談料を請求する場合があります。

10 書面による鑑定料

書面による鑑定料は、10万円以上の範囲で、弁護士と依頼者の協議によって決定します。但し、事案簡便なものについては、鑑定料を減額することがありますが、事案複雑なものについては、書面作成に要した時間によって鑑定料を請求することがあります。

第3章 民事事件等の着手金及び報酬金

11 民事事件の着手金及び報酬金の算出基準

- ① 着手金は、依頼者の事件等の経済的利益の額を基準として算定します。
- ② 報酬金は、委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準として算出します。
- ③ 経済的利益の算出については、次条以下の規定によります。

12 経済的利益の算定が可能な場合

事件毎の経済的利益の額については、以下のとおり算出します。

- ① 金銭債権は、債権額（利息、損害金を含みます。）とし、将来の債権については、中間利息を控除して算出します。
- ② 継続的給付債権は、債権額の10分の7の額。但し、期間不定のものは、7年分の額。
- ③ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- ④ 所有権は、対象たる物の時価相当分。
- ⑤ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- ⑥ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1を加算した額。
- ⑦ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- ⑧ 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- ⑨ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第4項、第5項、第7項、第8項に準じた額。
- ⑩ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- ⑪ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産又は持分の争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- ⑫ 遺産分割請求事件は、対象となる持分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- ⑬ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- ⑭ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1項の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

13 経済的利益算定の特則

- ① 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額します。
- ② 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することがあります。
 - (i) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が実態に比して明らかに小さいとき。
 - (ii) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

14 経済的利益—算定不能な場合

- ① 第12条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円として計算することがあります。
- ② 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽量、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

15 民事事件の着手金及び報酬金

- ① 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めがない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ以下の割合によって、請求することになります。これを経済的利益の額によって一覧表にすると、別紙「民事事件の着手金、報酬金一覧表」のとおりとなります。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円超から3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円超から3億円以下の部分	3%	6%
3億円超の部分	2%	4%

- ② 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- ③ 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- ④ 前3項の着手金は、10万円を最低額とします。但し、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円以下に減額することがあります。

16 調停事件及び示談交渉事件

- ① 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいいます。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第19条

第1項及び第2項の各規定を準用します。但し、それぞれの規定により算定された額の3分の2まで減額することが出来ます。

- ② 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第19条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- ③ 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第19条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- ④ 前3項の着手金は、10万円（第19条の規定を準用するときは、5万円）を最低額とします。但し、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円（第19条の規定を準用するときは5万円）以下に減額することが出来ます。

17 契約締結交渉

- ① 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ以下の割合によって請求することになります。これを経済的利益の額によって一覧表にすると、別紙「契約締結交渉着手金、報酬金一覧表」のとおりとなります。
- ② 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来ます。
- ③ 前2項の着手金は10万円を最低額とします。
- ④ 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することはありません。

18 督促手続事件

- ① 督促手続事件（民事訴訟法第7編に規定される手続をいいます。）の着手金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ以下の割合によって請求することになります。これを経済的利益の額によって一覧表にすると、別紙「督促手続事件着手金、報酬金一覧表」のとおりとなります。

経済的利益	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- ② 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- ③ 前2項の着手金は、5万円を最低額とします。
- ④ 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第15条又は第19条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。

- ⑤ 督促手続事件の報酬金は、第15条又は第19条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することはありません。
- ⑥ 督促手続事件に引き続き、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第15条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ請求することがあります。

19 手形、小切手訴訟事件

- ① 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ以下の割合によって請求することになります。これを経済的利益の額によって一覧表にすると、別紙「手形・小切手訴訟事件着手金、報酬金一覧表」のとおりとなります。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- ② 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- ③ 前2項の着手金は、5万円を最低額とします。
- ④ 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第15条の規定を準用します。

20 離婚事件

- ① 離婚事件の着手金は、30万円を原則とします。但し、事件の内容が複雑な場合等、特段の事情がある場合は、依頼者との協議によって定める着手金を請求することがあります。
- ② 離婚事件の報酬については、請求した着手金の2倍以下の金額の範囲内で依頼者と協議のうえ、決定させて頂きます。但し、財産分与、慰謝料等の経済的利益を獲得した場合は、第15条の規定にしたがって、報酬金を請求します。その場合は、着手金の2倍の金額を超えることとなります。

21 境界に関する事件

- ① 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟(以下、「境界に関する事件」といいます。)の着手金は、80万円を原則とします。但し、事件の内容が複雑な場合等、特段の事情がある場合は、依頼者との協議によって定

める着手金を請求することがあります。また、引き続き上訴審を受任する場合は、右の範囲内で、依頼者との協議によって上訴審の着手金を決定します。

- ② 報酬金は、請求した着手金の2倍以下の金額の範囲内で依頼者と協議のうえ、決定させていただきます。
- ③ 前2項の着手金及び報酬金は、第15条により算定された着手金及び報酬金の額が前2項の額を上回るときは、第15条により算定された金額によることになります。
- ④ 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、前3項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2まで減額することがあります。
- ⑤ 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項及び第3項の規定により算定された額の、2分の1の金額とします。
- ⑥ 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項及び第3項の規定により算定された額の、2分の1の金額とします。

22 保全命令申立事件等

- ① 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」といいます。）の着手金は、第15条により算定された額の2分の1とします。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。
- ② 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第15条により算定された額の4分の1の報酬金を請求することがあります。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を請求します。
- ③ 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前2項の規定にかかわらず、第15条の規定に準じて報酬金を請求します。
- ④ 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を請求します。その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
- ⑤ 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとさせていただきます。
- ⑥ 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とします。

23 民事執行事件等

- ① 民事執行事件の着手金は、第15条により算定された額の2分の1とします。
- ② 民事執行事件の報酬金は、第15条により算定された額の4分の1とします。
- ③ 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとさせていただきます。但し、着手金は第15条により算定された額の3分の1とします。

- ④ 執行停止事件の着手金は、第15条により算定された額の2分の1とします。但し、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- ⑤ 前項の事件が重大又は複雑なときは、第15条により算定された額の4分の1の報酬金を請求することがあります。
- ⑥ 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とします。

24 倒産整理事件

- ① 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の各事件申立の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定めるものとし、それぞれ次の額を基準とします。但し、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれるものとします。

(i) 事業者の自己破産事件	100万円から300万円の範囲
(ii) 非事業者の自己破産事件	30万円
(iii) 自己破産以外の破産事件	300万円から500万円の範囲
(iv) 事業者の民事再生事件	300万円以上
(v) 非事業者の民事再生事件	30万円以上
(vi) 会社整理事件	300万円以上
(vii) 特別清算事件	300万円以上
(viii) 会社更生事件	500万円以上
- ② 前項の申立手続の申立準備期間が7日間を下回る場合や、関係者数が500名を超える場合等申立準備に相当の負担があるときは、第1項の基準額を上回る着手金を請求することがあります。その金額については、依頼者との協議によって決定します。
- ③ 民事再生手続、会社整理手続、会社更生手続において、再建計画の作成又は作成の指導をする場合は、手続終了までの間、協議によって決定する月極手数料を請求することがあります。
- ④ 民事再生手続、会社整理手続、会社更生手続についての報酬金は、第15条により算定します。この場合の経済的利益の額は、債務免除額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。
- ⑤ 特別清算事件で清算人となったときは、第3、4項を準用するものとします。
- ⑥ 自己破産以外の破産事件の報酬金は、依頼者が受ける配当金、その他の経済的利益を考慮して第15条により算定するものとします。

25 任意整理事件

- ① 任意整理事件（前条第1項に該当しない債務整理事件）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

- (i) 事業者の任意整理事件 100万円以上
 - (ii) 非事業者の任意整理事件 30万円以上
- ② 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価格（以下、「配当原資額」といいます。）を基準として、次のとおり算定します。これを一覧表にすると、別紙「任意整理事件」のとおりとなります。
- (i) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%
 - (ii) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%
- ③ 任意整理事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときに請求する報酬金については、前条第4項の規定を準用します。
- ④ 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、別途、民事事件の着手金、報酬金を請求することになります。

26 行政上の不服申立事件、行政訴訟事件

- ① 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第15条により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、審尋又は口頭審理等を経たときは、依頼者と協議によって定める着手金、報酬金の請求をすることがあります。
- ② 前項の着手金は、10万円を最低額とします。
- ③ 行政訴訟の着手金、報酬金については、事件の概要、要すると見込まれる時間、労力を懸案して、見積書を提示して、協議によって、決定します。

27 刑事事件の着手金

- ① 刑事事件の着手金は、以下のとおりとします。但し、以上とあるものについては、依頼者との協議によって決定します。

(1) 起訴前の事案簡明な事件	30万円
(2) 起訴前の事件で容疑事実を争う事件	30万円以上
接見一回あたり3万円を基準として、接見に要する時間、関係者との打合せの頻度、時間等を考慮して請求します。	
(3) 起訴後の事案簡明な事件	30万円

- (4) 起訴後の事件で容疑事実を争う事件 50万円以上
争点によって審理に要する時間、予想される労力を懸案して協議によって定める額を請求させていただきます。
- (5) 再審請求事件 50万円以上
争点によって審理に要する時間、予想される労力を懸案して協議によって定める額を請求させていただきます。
- ② 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除きます。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいいます。

28 刑事事件の報酬金

- ① 刑事事件の報酬金は、以下のとおりとします。
- (1) 起訴前の事案簡明の事件
- | | |
|-------------|--------------|
| i 不起訴となったとき | 20万円以上40万円以下 |
| ii 求略式命令 | 同上 |
- (2) 起訴後の事案簡明な事件
- | | |
|----------------|--------------|
| i 刑の執行猶予となったとき | 20万円以上40万円以下 |
| ii 求刑から減刑を得たとき | 同上 |
- (3) 起訴前の(1)以外の事件
- | | |
|-------------|--------|
| i 不起訴となったとき | 30万円以上 |
| ii 求略式命令 | 同上 |
- (4) 起訴後の(2)以外の事件
- | | |
|------------------|--------|
| i 無罪 | 50万円以上 |
| ii 刑の執行猶予 | 30万円以上 |
| iii 求刑から減刑を得たとき | 同上 |
| iv 検察官上訴が棄却されたとき | 同上 |
- (5) 再審請求事件 50万円以上
- ② 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

29 刑事事件につき起訴前から引き続き起訴後も受任した場合等

- ① 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除きます。）され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、別途、第27条に定める着手金を請求することになります。但し、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1を基準として請求をします。

- ② 刑事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、別途、着手金、報酬金を第27条及び第28条の規定に基づき請求しますが、その金額については、協議のうえ、決定するものとします。
- ③ 別件逮捕又は追起訴がある場合に、その事件が同種であることで、追加件数の割合に比較して一件あたりの委任事務処理の量が軽減される場合は、追加受任する事件についての着手金、報酬金については、適正な範囲で減額するものとします。

30 検察官の上訴取下げ等

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第28条の規定を準用して請求することになります。

31 保釈等

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立をおこなった場合は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、協議によって定める相当額の着手金、報酬金を請求することになります。

32 告訴、告発等

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき10万円以上とし、報酬金については、協議によって決定することになります。

33 少年事件の着手金及び報酬金

- ① 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含みます。）の着手金は、以下のとおりとします。
 - (i) 家庭裁判所送致前及び送致後 20万円以上40万円以下
 - (ii) 抗告、再抗告及び保護処分取消 20万円以上40万円以下
- ② 少年事件の報酬金は、以下のとおりとします。
 - (i) 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 30万円以上
 - (ii) その他 20万円以上50万円以下
- ③ 着手金及び報酬金の算定については、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することとします。

34 少年事件につき引き続き受任した場合

- ① 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第3条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

- ② 少年事件につき、引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額します。
- ③ 別件の追送致等がある場合に、その事件が同種であることで、追加件数の割合に比較して一件あたりの委任事務処理の量が軽減される場合は、追加受任する事件についての着手金、報酬金については、適正な範囲で減額するものとします。
- ④ 少年事件が刑事処分を相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、第28条の規定によります。但し、引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することがあります。

第4章 手数料

35 手数料

手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第12条ないし第14条の規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

① 証拠保全(本案事件とは別途となります。)

金20万円に第15条の規定により算出した額の10%を加算した額とします。

但し、複雑又は特殊事情がある場合は、依頼者との協議によって決定します。

② 即決和解

(i) 示談交渉を要しない場合

300万円以下の部分	10万円
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

(ii) 示談交渉を要する場合

示談交渉事件として第16条の規定によります。

③ 公示催告

即決和解の示談交渉を要しない場合と同額とします。

④ 倒産事件の債権届出

5万円とします。但し、特に、複雑又は特殊事情がある場合は、依頼者との協議によって決定します。

⑤ 簡単な家事事件手続法別表第1事件

家事事件手続法別表第1の事件で事案簡明なものをいいます。

10万円以上20万円以下

(2) 裁判外の手数料

① 法律関係調査（事実関係調査を含みます。）

5万円以上10万円以下。但し、特に、複雑又は特殊な事情があつて事務処理に時間を要するものについては、時間制とします。

② 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

(i) 定型的なもの

経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円以上10万円以下
1000万円以上1億円未満のもの	10万円以上30万円以下
経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上

(ii) 非定型的なもの

経済的利益の額が300万円以下のもの	10万円
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
3億円を超える部分	0.1%

但し、特に、複雑又は特殊な事情がある場合は、事務処理に要する時間を考慮し、依頼者との協議によって定める金額とします。

(iii) 上記(i)、(ii)を公正証書とする場合は、別途、3万円を請求します。

③ 内容証明郵便作成

(i) 弁護士名を表示しない場合	3万円
(ii) 弁護士名を表示する場合	5万円

但し、その後に示談交渉等に発展する場合は、別途、請求が発生することになります。また、内容証明の送付によって、事件が解決する場合も、別途、協議によって請求をする場合があります。

④ 遺言書作成

(i) 定型	10万円以上20万円以下
(ii) 非定型	

遺言の対象が300万円以下の部分	20万円
300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
3億円を超える部分	0.1%

但し、特に、複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議によって定める額を請求することがあります。

(iii) 上記(i)、(ii)を公正証書にする場合は、別途、3万円を請求します。

⑤ 遺言執行

(i) 基本

300万円以下の部分	30万円
300万円を超え3000万円以下の部分	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	1%

- | | |
|-----------|------|
| 3億円を超える部分 | 0.5% |
|-----------|------|
- (ii) 複雑又は特殊な事情がある場合
受遺者との協議によって定める金額
- (iii) 遺言執行に裁判手続を要する場合
遺言執行手数料とは、別途に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することになります。
- ⑥ 会社設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算
- (i) 資本の額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資に応じて以下により算出された額
- | | |
|----------------------|------|
| 1000万円以下の部分 | 4% |
| 1000万円を超え2000万円以下の部分 | 3% |
| 2000万円を超え1億円以下の部分 | 2% |
| 1億円を超え2億円以下の部分 | 1% |
| 2億円を超え20億円以下の部分 | 0.5% |
| 20億円を超える部分 | 0.3% |
- (ii) (i)にかかわらず、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については、10万円を最低額とします。
- ⑦ 会社設立等以外の登記手続等
- (i) 申請手続 1件5万円。但し、事案により、協議によって決定します。
- (ii) 交付手続 1通につき1000円、但し、別途、実費を請求します。
- ⑧ 株主総会指導
- (i) 非上場会社
- | | |
|--------------|--------|
| 基本 | 10万円以上 |
| 総会等準備も指導する場合 | 30万円以上 |
- (ii) 上場会社
- | | |
|--------------|--------|
| 基本 | 30万円以上 |
| 総会等準備も指導する場合 | 50万円以上 |
- ⑨ 自動車損害賠償責任法に基づく請求
- (i) 事案簡明な場合
- | | |
|----------------|--------|
| 給付額が150万円以下の場合 | 3万円 |
| 給付額150万円を超える場合 | 給付額の2% |
- (ii) 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合
依頼者との協議によって、(i)の金額を適正な範囲で増額するものとします。

第5章 時間制

36 時間制

- ① 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその

処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることがあります。

- ② 前項の単価は、1時間ごとに1万円以上とします。
- ③ 具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して決定します。経験15年以上の弁護士の場合は、時給3万円、経験5年未満の弁護士の場合は、時給1万円程度が標準です。
- ④ 時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることがあります。

第6章 顧問料

37 顧問料

- ① 顧問料は、以下のとおりとします。但し、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することがあります。
 - (i) 事業者 月額5万円以上
 - (ii) 非事業者 月額5000円以上
- ② 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。
- ③ 簡単な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定することになります。

第7章 日当

38 日当

- ① 日当は、以下のとおりとします。
 - (i) 半日(往復2時間を超え4時間まで) 2万円
 - (ii) 一日(往復4時間を超える場合) 5万円以上10万円以下
- ② 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することがあります。
- ③ 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることがあります。

第8章 実費等

39 実費等の負担

- ① 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めます。
- ② 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることがあります。

第9章 委任契約の清算

40 委任契約の中途終了

- ① 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。
- ② 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。但し、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことがあります。
- ③ 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、法的には、弁護士報酬の全部を請求することができます。但し、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、法的にも、その全部については請求することができません。

41 事件等処理の中止等

- ① 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ依頼者にその旨を通知します。

42 弁護士報酬の相殺等

- ① 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができます。
- ② 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知します。

43 委任契約に基づき預かった物の保管義務について

- ① 委任事務終了の際は、依頼者から預かった物並びに事件処理上作成した文書等は、依頼者に確認のうえ、速やかに返還します。
- ② 委任事務処理上預かった物については、事件終了後、2年を経過する場合は、弁護士は、その物の保管義務を免れることになり、預かり物を廃棄する場合がありますので、ご了解ください。

附 則

この規程施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例によります。

民事事件の着手金、報酬金一覧表

訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び仲裁事件(15条)

経済的利益の 価額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標準額 (円)	増減許容額 (円)～(円)	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)
10	100,000	着手金の最低額は100,000円、 ただし、125万円未満の着手金は、 100,000円以下に減額できる。	16,000	11,200 ～ 20,800
20	100,000		32,000	22,400 ～ 41,600
30	100,000		48,000	33,600 ～ 62,400
40	100,000		64,000	44,800 ～ 83,200
50	100,000		80,000	56,000 ～ 104,000
60	100,000		96,000	67,200 ～ 124,800
70	100,000		112,000	78,400 ～ 145,600
80	100,000		128,000	89,600 ～ 166,400
90	100,000		144,000	100,800 ～ 187,200
100	100,000		160,000	112,000 ～ 208,000
110	100,000		176,000	123,200 ～ 228,800
120	100,000		192,000	134,400 ～ 249,600
130	104,000	100,000 ～ 135,200	208,000	145,600 ～ 270,400
140	112,000	100,000 ～ 145,600	224,000	156,800 ～ 291,200
150	120,000	100,000 ～ 156,000	240,000	168,000 ～ 312,000
160	128,000	100,000 ～ 166,400	256,000	179,200 ～ 332,800
170	136,000	100,000 ～ 176,800	272,000	190,400 ～ 353,600
180	144,000	100,800 ～ 187,200	288,000	201,600 ～ 374,400
190	152,000	106,400 ～ 197,600	304,000	212,800 ～ 395,200
200	160,000	112,000 ～ 208,000	320,000	224,000 ～ 416,000
210	168,000	117,600 ～ 218,400	336,000	235,200 ～ 436,800
220	176,000	123,200 ～ 228,800	352,000	246,400 ～ 457,600
230	184,000	128,800 ～ 239,200	368,000	257,600 ～ 478,400
240	192,000	134,400 ～ 249,600	384,000	268,800 ～ 499,200
250	200,000	140,000 ～ 260,000	400,000	280,000 ～ 520,000
260	208,000	145,600 ～ 270,400	416,000	291,200 ～ 540,800
270	216,000	151,200 ～ 280,800	432,000	302,400 ～ 561,600
280	224,000	156,800 ～ 291,200	448,000	313,600 ～ 582,400
290	232,000	162,400 ～ 301,600	464,000	324,800 ～ 603,200
300	240,000	168,000 ～ 312,000	480,000	336,000 ～ 624,000
310	245,000	171,500 ～ 318,500	490,000	343,000 ～ 637,000
320	250,000	175,000 ～ 325,000	500,000	350,000 ～ 650,000
330	255,000	178,500 ～ 331,500	510,000	357,000 ～ 663,000
340	260,000	182,000 ～ 338,000	520,000	364,000 ～ 676,000
350	265,000	185,500 ～ 344,500	530,000	371,000 ～ 689,000
360	270,000	189,000 ～ 351,000	540,000	378,000 ～ 702,000
370	275,000	192,500 ～ 357,500	550,000	385,000 ～ 715,000
380	280,000	196,000 ～ 364,000	560,000	392,000 ～ 728,000
390	285,000	199,500 ～ 370,500	570,000	399,000 ～ 741,000
400	290,000	203,000 ～ 377,000	580,000	406,000 ～ 754,000
410	295,000	206,500 ～ 383,500	590,000	413,000 ～ 767,000
420	300,000	210,000 ～ 390,000	600,000	420,000 ～ 780,000
430	305,000	213,500 ～ 396,500	610,000	427,000 ～ 793,000
440	310,000	217,000 ～ 403,000	620,000	434,000 ～ 806,000
450	315,000	220,500 ～ 409,500	630,000	441,000 ～ 819,000
460	320,000	224,000 ～ 416,000	640,000	448,000 ～ 832,000
470	325,000	227,500 ～ 422,500	650,000	455,000 ～ 845,000
480	330,000	231,000 ～ 429,000	660,000	462,000 ～ 858,000
490	335,000	234,500 ～ 435,500	670,000	469,000 ～ 871,000

経済的利益の 価額 (万円)	着手金		報酬金	
	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)
500	340,000	238,000 ～ 442,000	680,000	476,000 ～ 884,000
510	345,000	241,500 ～ 448,500	690,000	483,000 ～ 897,000
520	350,000	245,000 ～ 455,000	700,000	490,000 ～ 910,000
530	355,000	248,500 ～ 461,500	710,000	497,000 ～ 923,000
540	360,000	252,000 ～ 468,000	720,000	504,000 ～ 936,000
550	365,000	255,500 ～ 474,500	730,000	511,000 ～ 949,000
560	370,000	259,000 ～ 481,000	740,000	518,000 ～ 962,000
570	375,000	262,500 ～ 487,500	750,000	525,000 ～ 975,000
580	380,000	266,000 ～ 494,000	760,000	532,000 ～ 988,000
590	385,000	269,500 ～ 500,500	770,000	539,000 ～ 1,001,000
600	390,000	273,000 ～ 507,000	780,000	546,000 ～ 1,014,000
610	395,000	276,500 ～ 513,500	790,000	553,000 ～ 1,027,000
620	400,000	280,000 ～ 520,000	800,000	560,000 ～ 1,040,000
630	405,000	283,500 ～ 526,500	810,000	567,000 ～ 1,053,000
640	410,000	287,000 ～ 533,000	820,000	574,000 ～ 1,066,000
650	415,000	290,500 ～ 539,500	830,000	581,000 ～ 1,079,000
660	420,000	294,000 ～ 546,000	840,000	588,000 ～ 1,092,000
670	425,000	297,500 ～ 552,500	850,000	595,000 ～ 1,105,000
680	430,000	301,000 ～ 559,000	860,000	602,000 ～ 1,118,000
690	435,000	304,500 ～ 565,500	870,000	609,000 ～ 1,131,000
700	440,000	308,000 ～ 572,000	880,000	616,000 ～ 1,144,000
710	445,000	311,500 ～ 578,500	890,000	623,000 ～ 1,157,000
720	450,000	315,000 ～ 585,000	900,000	630,000 ～ 1,170,000
730	455,000	318,500 ～ 591,500	910,000	637,000 ～ 1,183,000
740	460,000	322,000 ～ 598,000	920,000	644,000 ～ 1,196,000
750	465,000	325,500 ～ 604,500	930,000	651,000 ～ 1,209,000
760	470,000	329,000 ～ 611,000	940,000	658,000 ～ 1,222,000
770	475,000	332,500 ～ 617,500	950,000	665,000 ～ 1,235,000
780	480,000	336,000 ～ 624,000	960,000	672,000 ～ 1,248,000
790	485,000	339,500 ～ 630,500	970,000	679,000 ～ 1,261,000
800	490,000	343,000 ～ 637,000	980,000	686,000 ～ 1,274,000
810	495,000	346,500 ～ 643,500	990,000	693,000 ～ 1,287,000
820	500,000	350,000 ～ 650,000	1,000,000	700,000 ～ 1,300,000
830	505,000	353,500 ～ 656,500	1,010,000	707,000 ～ 1,313,000
840	510,000	357,000 ～ 663,000	1,020,000	714,000 ～ 1,326,000
850	515,000	360,500 ～ 669,500	1,030,000	721,000 ～ 1,339,000
860	520,000	364,000 ～ 676,000	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000
870	525,000	367,500 ～ 682,500	1,050,000	735,000 ～ 1,365,000
880	530,000	371,000 ～ 689,000	1,060,000	742,000 ～ 1,378,000
890	535,000	374,500 ～ 695,500	1,070,000	749,000 ～ 1,391,000
900	540,000	378,000 ～ 702,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000
910	545,000	381,500 ～ 708,500	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000
920	550,000	385,000 ～ 715,000	1,100,000	770,000 ～ 1,430,000
930	555,000	388,500 ～ 721,500	1,110,000	777,000 ～ 1,443,000
940	560,000	392,000 ～ 728,000	1,120,000	784,000 ～ 1,456,000
950	565,000	395,500 ～ 734,500	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000
960	570,000	399,000 ～ 741,000	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000
970	575,000	402,500 ～ 747,500	1,150,000	805,000 ～ 1,495,000
980	580,000	406,000 ～ 754,000	1,160,000	812,000 ～ 1,508,000
990	585,000	409,500 ～ 760,500	1,170,000	819,000 ～ 1,521,000
1,000	590,000	413,000 ～ 767,000	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000
1,100	640,000	448,000 ～ 832,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000
1,200	690,000	483,000 ～ 897,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000
1,300	740,000	518,000 ～ 962,000	1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000

経済的利益の 価額 (万円)	着手金		報酬金	
	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)
1,400	790,000	553,000 ～ 1,027,000	1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000
1,500	840,000	588,000 ～ 1,092,000	1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000
1,600	890,000	623,000 ～ 1,157,000	1,780,000	1,246,000 ～ 2,314,000
1,700	940,000	658,000 ～ 1,222,000	1,880,000	1,316,000 ～ 2,444,000
1,800	990,000	693,000 ～ 1,287,000	1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000
1,900	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000	2,080,000	1,456,000 ～ 2,704,000
2,000	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000	2,180,000	1,526,000 ～ 2,834,000
2,100	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000	2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000
2,200	1,190,000	833,000 ～ 1,547,000	2,380,000	1,666,000 ～ 3,094,000
2,300	1,240,000	868,000 ～ 1,612,000	2,480,000	1,736,000 ～ 3,224,000
2,400	1,290,000	903,000 ～ 1,677,000	2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000
2,500	1,340,000	938,000 ～ 1,742,000	2,680,000	1,876,000 ～ 3,484,000
2,600	1,390,000	973,000 ～ 1,807,000	2,780,000	1,946,000 ～ 3,614,000
2,700	1,440,000	1,008,000 ～ 1,872,000	2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000
2,800	1,490,000	1,043,000 ～ 1,937,000	2,980,000	2,086,000 ～ 3,874,000
2,900	1,540,000	1,078,000 ～ 2,002,000	3,080,000	2,156,000 ～ 4,004,000
3,000	1,590,000	1,113,000 ～ 2,067,000	3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000
3,500	1,740,000	1,218,000 ～ 2,262,000	3,480,000	2,436,000 ～ 4,524,000
4,000	1,890,000	1,323,000 ～ 2,457,000	3,780,000	2,646,000 ～ 4,914,000
4,500	2,040,000	1,428,000 ～ 2,652,000	4,080,000	2,856,000 ～ 5,304,000
5,000	2,190,000	1,533,000 ～ 2,847,000	4,380,000	3,066,000 ～ 5,694,000
5,500	2,340,000	1,638,000 ～ 3,042,000	4,680,000	3,276,000 ～ 6,084,000
6,000	2,490,000	1,743,000 ～ 3,237,000	4,980,000	3,486,000 ～ 6,474,000
6,500	2,640,000	1,848,000 ～ 3,432,000	5,280,000	3,696,000 ～ 6,864,000
7,000	2,790,000	1,953,000 ～ 3,627,000	5,580,000	3,906,000 ～ 7,254,000
7,500	2,940,000	2,058,000 ～ 3,822,000	5,880,000	4,116,000 ～ 7,644,000
8,000	3,090,000	2,163,000 ～ 4,017,000	6,180,000	4,326,000 ～ 8,034,000
8,500	3,240,000	2,268,000 ～ 4,212,000	6,480,000	4,536,000 ～ 8,424,000
9,000	3,390,000	2,373,000 ～ 4,407,000	6,780,000	4,746,000 ～ 8,814,000
9,500	3,540,000	2,478,000 ～ 4,602,000	7,080,000	4,956,000 ～ 9,204,000
1億	3,690,000	2,583,000 ～ 4,797,000	7,380,000	5,166,000 ～ 9,594,000
1億1,000	3,990,000	2,793,000 ～ 5,187,000	7,980,000	5,586,000 ～ 10,374,000
1億2,000	4,290,000	3,003,000 ～ 5,577,000	8,580,000	6,006,000 ～ 11,154,000
1億3,000	4,590,000	3,213,000 ～ 5,967,000	9,180,000	6,426,000 ～ 11,934,000
1億4,000	4,890,000	3,423,000 ～ 6,357,000	9,780,000	6,846,000 ～ 12,714,000
1億5,000	5,190,000	3,633,000 ～ 6,747,000	10,380,000	7,266,000 ～ 13,494,000
1億6,000	5,490,000	3,843,000 ～ 7,137,000	10,980,000	7,686,000 ～ 14,274,000
1億7,000	5,790,000	4,053,000 ～ 7,527,000	11,580,000	8,106,000 ～ 15,054,000
1億8,000	6,090,000	4,263,000 ～ 7,917,000	12,180,000	8,526,000 ～ 15,834,000
1億9,000	6,390,000	4,473,000 ～ 8,307,000	12,780,000	8,946,000 ～ 16,614,000
2億	6,690,000	4,683,000 ～ 8,697,000	13,380,000	9,366,000 ～ 17,394,000
2億1,000	6,990,000	4,893,000 ～ 9,087,000	13,980,000	9,786,000 ～ 18,174,000
2億2,000	7,290,000	5,103,000 ～ 9,477,000	14,580,000	10,206,000 ～ 18,954,000
2億3,000	7,590,000	5,313,000 ～ 9,867,000	15,180,000	10,626,000 ～ 19,734,000
2億4,000	7,890,000	5,523,000 ～ 10,257,000	15,780,000	11,046,000 ～ 20,514,000
2億5,000	8,190,000	5,733,000 ～ 10,647,000	16,380,000	11,466,000 ～ 21,294,000
2億6,000	8,490,000	5,943,000 ～ 11,037,000	16,980,000	11,886,000 ～ 22,074,000
2億7,000	8,790,000	6,153,000 ～ 11,427,000	17,580,000	12,306,000 ～ 22,854,000
2億8,000	9,090,000	6,363,000 ～ 11,817,000	18,180,000	12,726,000 ～ 23,634,000
2億9,000	9,390,000	6,573,000 ～ 12,207,000	18,780,000	13,146,000 ～ 24,414,000
3億	9,690,000	6,783,000 ～ 12,597,000	19,380,000	13,566,000 ～ 25,194,000
3億5,000	10,690,000	7,483,000 ～ 13,897,000	21,380,000	14,966,000 ～ 27,794,000

経済的利益の 価額 (万円)	着手金		報酬金	
	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)	標準額(円)	増減許容額 (円)～(円)
4億	11,690,000	8,183,000 ～ 15,197,000	23,380,000	16,366,000 ～ 30,394,000
4億5,000	12,690,000	8,883,000 ～ 16,497,000	25,380,000	17,766,000 ～ 32,994,000
5億	13,690,000	9,583,000 ～ 17,797,000	27,380,000	19,166,000 ～ 35,594,000
5億5,000	14,690,000	10,283,000 ～ 19,097,000	29,380,000	20,566,000 ～ 38,194,000
6億	15,690,000	10,983,000 ～ 20,397,000	31,380,000	21,966,000 ～ 40,794,000
6億5,000	16,690,000	11,683,000 ～ 21,697,000	33,380,000	23,366,000 ～ 43,394,000
7億	17,690,000	12,383,000 ～ 22,997,000	35,380,000	24,766,000 ～ 45,994,000
7億5,000	18,690,000	13,083,000 ～ 24,297,000	37,380,000	26,166,000 ～ 48,594,000
8億	19,690,000	13,783,000 ～ 25,597,000	39,380,000	27,566,000 ～ 51,194,000
8億5,000	20,690,000	14,483,000 ～ 26,897,000	41,380,000	28,966,000 ～ 53,794,000
9億	21,690,000	15,183,000 ～ 28,197,000	43,380,000	30,366,000 ～ 56,394,000
9億5,000	22,690,000	15,883,000 ～ 29,497,000	45,380,000	31,766,000 ～ 58,994,000
10億	23,690,000	16,583,000 ～ 30,797,000	47,380,000	33,166,000 ～ 61,594,000
10億5,000	24,690,000	17,283,000 ～ 32,097,000	49,380,000	34,566,000 ～ 64,194,000
11億	25,690,000	17,983,000 ～ 33,397,000	51,380,000	35,966,000 ～ 66,794,000
11億5,000	26,690,000	18,683,000 ～ 34,697,000	53,380,000	37,366,000 ～ 69,394,000
12億	27,690,000	19,383,000 ～ 35,997,000	55,380,000	38,766,000 ～ 71,994,000
12億5,000	28,690,000	20,083,000 ～ 37,297,000	57,380,000	40,166,000 ～ 74,594,000
13億	29,690,000	20,783,000 ～ 38,597,000	59,380,000	41,566,000 ～ 77,194,000
13億5,000	30,690,000	21,483,000 ～ 39,897,000	61,380,000	42,966,000 ～ 79,794,000
14億	31,690,000	22,183,000 ～ 41,197,000	63,380,000	44,366,000 ～ 82,394,000
14億5,000	32,690,000	22,883,000 ～ 42,497,000	65,380,000	45,766,000 ～ 84,994,000
15億	33,690,000	23,583,000 ～ 43,797,000	67,380,000	47,166,000 ～ 87,594,000
15億5,000	34,690,000	24,283,000 ～ 45,097,000	69,380,000	48,566,000 ～ 90,194,000
16億	35,690,000	24,983,000 ～ 46,397,000	71,380,000	49,966,000 ～ 92,794,000
16億5,000	36,690,000	25,683,000 ～ 47,697,000	73,380,000	51,366,000 ～ 95,394,000
17億	37,690,000	26,383,000 ～ 48,997,000	75,380,000	52,766,000 ～ 97,994,000
17億5,000	38,690,000	27,083,000 ～ 50,297,000	77,380,000	54,166,000 ～ 100,594,000
18億	39,690,000	27,783,000 ～ 51,597,000	79,380,000	55,566,000 ～ 103,194,000
18億5,000	40,690,000	28,483,000 ～ 52,897,000	81,380,000	56,966,000 ～ 105,794,000
19億	41,690,000	29,183,000 ～ 54,197,000	83,380,000	58,366,000 ～ 108,394,000
19億5,000	42,690,000	29,883,000 ～ 55,497,000	85,380,000	59,766,000 ～ 110,994,000
20億	43,690,000	30,583,000 ～ 56,797,000	87,380,000	61,166,000 ～ 113,594,000
21億	45,690,000	31,983,000 ～ 59,397,000	91,380,000	63,966,000 ～ 118,794,000
22億	47,690,000	33,383,000 ～ 61,997,000	95,380,000	66,766,000 ～ 123,994,000
23億	49,690,000	34,783,000 ～ 64,597,000	99,380,000	69,566,000 ～ 129,194,000
24億	51,690,000	36,183,000 ～ 67,197,000	103,380,000	72,366,000 ～ 134,394,000
25億	53,690,000	37,583,000 ～ 69,797,000	107,380,000	75,166,000 ～ 139,594,000
26億	55,690,000	38,983,000 ～ 72,397,000	111,380,000	77,966,000 ～ 144,794,000
27億	57,690,000	40,383,000 ～ 74,997,000	115,380,000	80,766,000 ～ 149,994,000
28億	59,690,000	41,783,000 ～ 77,597,000	119,380,000	83,566,000 ～ 155,194,000
29億	61,690,000	43,183,000 ～ 80,197,000	123,380,000	86,366,000 ～ 160,394,000
30億	63,690,000	44,583,000 ～ 82,797,000	127,380,000	89,166,000 ～ 165,594,000

契約締結交渉(第17条) 着手金、報酬金一覧表

経済的利益の 価額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標準額 (円)	増減許容額 (円)~(円)	標準額(円)	増減許容額 (円)~(円)
100	着手金の最低額は100,000円		40,000	28,000 ~ 52,000
200			80,000	56,000 ~ 104,000
300			120,000	84,000 ~ 156,000
400			140,000	98,000 ~ 182,000
500			160,000	112,000 ~ 208,000
600			180,000	126,000 ~ 234,000
700			100,000	100,000 ~ 130,000
800	110,000	100,000 ~ 143,000	220,000	154,000 ~ 286,000
900	120,000	100,000 ~ 156,000	240,000	168,000 ~ 312,000
1,000	130,000	100,000 ~ 169,000	260,000	182,000 ~ 338,000
1,100	140,000	100,000 ~ 182,000	280,000	196,000 ~ 364,000
1,200	150,000	105,000 ~ 195,000	300,000	210,000 ~ 390,000
1,300	160,000	112,000 ~ 208,000	320,000	224,000 ~ 416,000
1,400	170,000	119,000 ~ 221,000	340,000	238,000 ~ 442,000
1,500	180,000	126,000 ~ 234,000	360,000	252,000 ~ 468,000
1,600	190,000	133,000 ~ 247,000	380,000	266,000 ~ 494,000
1,700	200,000	140,000 ~ 260,000	400,000	280,000 ~ 520,000
1,800	210,000	147,000 ~ 273,000	420,000	294,000 ~ 546,000
1,900	220,000	154,000 ~ 286,000	440,000	308,000 ~ 572,000
2,000	230,000	161,000 ~ 299,000	460,000	322,000 ~ 598,000
2,100	240,000	168,000 ~ 312,000	480,000	336,000 ~ 624,000
2,200	250,000	175,000 ~ 325,000	500,000	350,000 ~ 650,000
2,300	260,000	182,000 ~ 338,000	520,000	364,000 ~ 676,000
2,400	270,000	189,000 ~ 351,000	540,000	378,000 ~ 702,000
2,500	280,000	196,000 ~ 364,000	560,000	392,000 ~ 728,000
2,600	290,000	203,000 ~ 377,000	580,000	406,000 ~ 754,000
2,700	300,000	210,000 ~ 390,000	600,000	420,000 ~ 780,000
2,800	310,000	217,000 ~ 403,000	620,000	434,000 ~ 806,000
2,900	320,000	224,000 ~ 416,000	640,000	448,000 ~ 832,000
3,000	330,000	231,000 ~ 429,000	660,000	462,000 ~ 858,000
3,500	355,000	248,500 ~ 461,500	710,000	497,000 ~ 923,000
4,000	380,000	266,000 ~ 494,000	760,000	532,000 ~ 988,000
4,500	405,000	283,500 ~ 526,500	810,000	567,000 ~ 1,053,000
5,000	430,000	301,000 ~ 559,000	860,000	602,000 ~ 1,118,000
5,500	455,000	318,500 ~ 591,500	910,000	637,000 ~ 1,183,000
6,000	480,000	336,000 ~ 624,000	960,000	672,000 ~ 1,248,000
6,500	505,000	353,500 ~ 656,500	1,010,000	707,000 ~ 1,313,000
7,000	530,000	371,000 ~ 689,000	1,060,000	742,000 ~ 1,378,000
7,500	555,000	388,500 ~ 721,500	1,110,000	777,000 ~ 1,443,000
8,000	580,000	406,000 ~ 754,000	1,160,000	812,000 ~ 1,508,000
8,500	605,000	423,500 ~ 786,500	1,210,000	847,000 ~ 1,573,000
9,000	630,000	441,000 ~ 819,000	1,260,000	882,000 ~ 1,638,000
9,500	655,000	458,500 ~ 851,500	1,310,000	917,000 ~ 1,703,000
1億	680,000	476,000 ~ 884,000	1,360,000	952,000 ~ 1,768,000
1億1,000	730,000	511,000 ~ 949,000	1,460,000	1,022,000 ~ 1,898,000
1億2,000	780,000	546,000 ~ 1,014,000	1,560,000	1,092,000 ~ 2,028,000

経済的利益の 価額（万円）	着 手 金		報 酬 金	
	標準額（円）	増減許容額 （円）～（円）	標準額（円）	増減許容額 （円）～（円）
1億3,000	830,000	581,000 ～ 1,079,000	1,660,000	1,162,000 ～ 2,158,000
1億4,000	880,000	616,000 ～ 1,144,000	1,760,000	1,232,000 ～ 2,288,000
1億5,000	930,000	651,000 ～ 1,209,000	1,860,000	1,302,000 ～ 2,418,000
1億6,000	980,000	686,000 ～ 1,274,000	1,960,000	1,372,000 ～ 2,548,000
1億7,000	1,030,000	721,000 ～ 1,339,000	2,060,000	1,442,000 ～ 2,678,000
1億8,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000	2,160,000	1,512,000 ～ 2,808,000
1億9,000	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000	2,260,000	1,582,000 ～ 2,938,000
2億	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000	2,360,000	1,652,000 ～ 3,068,000
2億1,000	1,230,000	861,000 ～ 1,599,000	2,460,000	1,722,000 ～ 3,198,000
2億2,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000	2,560,000	1,792,000 ～ 3,328,000
2億3,000	1,330,000	931,000 ～ 1,729,000	2,660,000	1,862,000 ～ 3,458,000
2億4,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000	2,760,000	1,932,000 ～ 3,588,000
2億5,000	1,430,000	1,001,000 ～ 1,859,000	2,860,000	2,002,000 ～ 3,718,000
2億6,000	1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000	2,960,000	2,072,000 ～ 3,848,000
2億7,000	1,530,000	1,071,000 ～ 1,989,000	3,060,000	2,142,000 ～ 3,978,000
2億8,000	1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000	3,160,000	2,212,000 ～ 4,108,000
2億9,000	1,630,000	1,141,000 ～ 2,119,000	3,260,000	2,282,000 ～ 4,238,000
3億	1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000	3,360,000	2,352,000 ～ 4,368,000
3億5,000	1,830,000	1,281,000 ～ 2,379,000	3,660,000	2,562,000 ～ 4,758,000
4億	1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000	3,960,000	2,772,000 ～ 5,148,000
4億5,000	2,130,000	1,491,000 ～ 2,769,000	4,260,000	2,982,000 ～ 5,538,000
5億	2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000	4,560,000	3,192,000 ～ 5,928,000
5億5,000	2,430,000	1,701,000 ～ 3,159,000	4,860,000	3,402,000 ～ 6,318,000
6億	2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000	5,160,000	3,612,000 ～ 6,708,000
6億5,000	2,730,000	1,911,000 ～ 3,549,000	5,460,000	3,822,000 ～ 7,098,000
7億	2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000	5,760,000	4,032,000 ～ 7,488,000
7億5,000	3,030,000	2,121,000 ～ 3,939,000	6,060,000	4,242,000 ～ 7,878,000
8億	3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000	6,306,000	4,452,000 ～ 8,268,000
8億5,000	3,330,000	2,331,000 ～ 4,329,000	6,660,000	4,662,000 ～ 8,658,000
9億	3,480,000	2,436,000 ～ 4,524,000	6,960,000	4,872,000 ～ 9,048,000
9億5,000	3,630,000	2,541,000 ～ 4,719,000	7,260,000	5,082,000 ～ 9,438,000
10億	3,780,000	2,646,000 ～ 4,914,000	7,560,000	5,292,000 ～ 9,828,000

督促手続事件(第18条) 着手金、報酬金一覧表

経済的利益の 価額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標準額 (円)	増減許容額 (円)~(円)	標準額(円)	増減許容額 (円)~(円)
100	着手金の最低額は50,000円		訴訟事件又は手形・小切手訴訟事件の額の 2分の1	
200				
300	60,000	50,000 ~ 78,000		
400	70,000	50,000 ~ 91,000		
500	80,000	56,000 ~ 104,000		
600	90,000	63,000 ~ 117,000		
700	100,000	70,000 ~ 130,000		
800	110,000	77,000 ~ 143,000		
900	120,000	84,000 ~ 156,000		
1,000	130,000	91,000 ~ 169,000		
1,100	140,000	98,000 ~ 182,000		
1,200	150,000	105,000 ~ 195,000		
1,300	160,000	112,000 ~ 208,000		
1,400	170,000	119,000 ~ 221,000		
1,500	180,000	126,000 ~ 234,000		
1,600	190,000	133,000 ~ 247,000		
1,700	200,000	140,000 ~ 260,000		
1,800	210,000	147,000 ~ 273,000		
1,900	220,000	154,000 ~ 286,000		
2,000	230,000	161,000 ~ 299,000		
2,100	240,000	168,000 ~ 312,000		
2,200	250,000	175,000 ~ 325,000		
2,300	260,000	182,000 ~ 338,000		
2,400	270,000	189,000 ~ 351,000		
2,500	280,000	196,000 ~ 364,000		
2,600	290,000	203,000 ~ 377,000		
2,700	300,000	210,000 ~ 390,000		
2,800	310,000	217,000 ~ 403,000		
2,900	320,000	224,000 ~ 416,000		
3,000	330,000	231,000 ~ 429,000		
3,500	355,000	248,500 ~ 461,500		
4,000	380,000	266,000 ~ 494,000		
4,500	405,000	283,500 ~ 526,500		
5,000	430,000	301,000 ~ 559,000		
5,500	455,000	318,500 ~ 591,500		
6,000	480,000	336,000 ~ 624,000		
6,500	505,000	353,500 ~ 656,500		
7,000	530,000	371,000 ~ 689,000		
7,500	555,000	388,500 ~ 721,500		
8,000	580,000	406,000 ~ 754,000		
8,500	605,000	423,500 ~ 786,500		
9,000	630,000	441,000 ~ 819,000		
9,500	655,000	458,500 ~ 851,500		
1億	680,000	476,000 ~ 884,000		
1億1,000	730,000	511,000 ~ 949,000		
1億2,000	780,000	546,000 ~ 1,014,000		

経済的利益の 価額（万円）	着 手 金		報 酬 金	
	標準額（円）	増減許容額 （円）～（円）	標準額（円）	増減許容額 （円）～（円）
1億3,000	830,000	581,000 ～ 1,079,000		
1億4,000	880,000	616,000 ～ 1,144,000		
1億5,000	930,000	651,000 ～ 1,209,000		
1億6,000	980,000	686,000 ～ 1,274,000		
1億7,000	1,030,000	721,000 ～ 1,339,000		
1億8,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000		
1億9,000	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000		
2億	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000		
2億1,000	1,230,000	861,000 ～ 1,599,000		
2億2,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000		
2億3,000	1,330,000	931,000 ～ 1,729,000		
2億4,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000		
2億5,000	1,430,000	1,001,000 ～ 1,859,000		
2億6,000	1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000		
2億7,000	1,530,000	1,071,000 ～ 1,989,000		
2億8,000	1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000		
2億9,000	1,630,000	1,141,000 ～ 2,119,000		
3億	1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000		
3億5,000	1,830,000	1,281,000 ～ 2,379,000		
4億	1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000		
4億5,000	2,130,000	1,491,000 ～ 2,769,000		
5億	2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000		
5億5,000	2,430,000	1,701,000 ～ 3,159,000		
6億	2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000		
6億5,000	2,730,000	1,911,000 ～ 3,549,000		
7億	2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000		
7億5,000	3,030,000	2,121,000 ～ 3,939,000		
8億	3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000		
8億5,000	3,330,000	2,331,000 ～ 4,329,000		
9億	3,480,000	2,436,000 ～ 4,524,000		
9億5,000	3,630,000	2,541,000 ～ 4,719,000		
10億	3,780,000	2,646,000 ～ 4,914,000		

手形・小切手訴訟事件(第19条)着手金、報酬金一覧表

経済的利益の 価額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標準額 (円)	増減許容額 (円)～(円)	標準額 (円)	増減許容額 (円)～(円)
20	着手金の最低額は50,000円		16,000	11,200 ～ 20,800
50			40,000	28,000 ～ 52,000
100	50,000	50,000 ～ 52,000	80,000	56,000 ～ 104,000
200	80,000	56,000 ～ 104,000	160,000	112,000 ～ 208,000
300	120,000	84,000 ～ 156,000	240,000	168,000 ～ 312,000
400	145,000	101,500 ～ 188,500	290,000	203,000 ～ 377,000
500	170,000	119,000 ～ 221,000	340,000	238,000 ～ 442,000
600	195,000	136,500 ～ 253,500	390,000	273,000 ～ 507,000
700	220,000	154,000 ～ 286,000	440,000	308,000 ～ 572,000
800	245,000	171,500 ～ 318,500	490,000	343,000 ～ 637,000
900	270,000	189,000 ～ 351,000	540,000	378,000 ～ 702,000
1,000	295,000	206,500 ～ 383,500	590,000	413,000 ～ 767,000
1,100	320,000	224,000 ～ 416,000	640,000	448,000 ～ 832,000
1,200	345,000	241,500 ～ 448,500	690,000	483,000 ～ 897,000
1,300	370,000	259,000 ～ 481,000	740,000	518,000 ～ 962,000
1,400	395,000	276,500 ～ 513,500	790,000	553,000 ～ 1,027,000
1,500	420,000	294,000 ～ 546,000	840,000	588,000 ～ 1,092,000
1,600	445,000	311,500 ～ 578,500	890,000	623,000 ～ 1,157,000
1,700	470,000	329,000 ～ 611,000	940,000	658,000 ～ 1,222,000
1,800	495,000	346,500 ～ 643,500	990,000	693,000 ～ 1,287,000
1,900	520,000	364,000 ～ 676,000	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000
2,000	545,000	381,500 ～ 708,500	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000
2,100	570,000	399,000 ～ 741,000	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000
2,200	595,000	416,500 ～ 773,500	1,190,000	833,000 ～ 1,547,000
2,300	620,000	434,000 ～ 806,000	1,240,000	868,000 ～ 1,612,000
2,400	645,000	451,500 ～ 838,500	1,290,000	903,000 ～ 1,677,000
2,500	670,000	469,000 ～ 871,000	1,340,000	938,000 ～ 1,742,000
2,600	695,000	486,500 ～ 903,500	1,390,000	973,000 ～ 1,807,000
2,700	720,000	504,000 ～ 936,000	1,440,000	1,008,000 ～ 1,872,000
2,800	745,000	521,500 ～ 968,500	1,490,000	1,043,000 ～ 1,937,000
2,900	770,000	539,000 ～ 1,001,000	1,540,000	1,078,000 ～ 2,002,000
3,000	795,000	556,500 ～ 1,033,500	1,590,000	1,113,000 ～ 2,067,000
3,500	870,000	609,000 ～ 1,131,000	1,740,000	1,218,000 ～ 2,262,000
4,000	945,000	661,500 ～ 1,228,500	1,890,000	1,323,000 ～ 2,457,000
4,500	1,020,000	714,000 ～ 1,326,000	2,040,000	1,428,000 ～ 2,652,000
5,000	1,095,000	766,500 ～ 1,423,500	2,190,000	1,533,000 ～ 2,847,000
5,500	1,170,000	819,000 ～ 1,521,000	2,340,000	1,638,000 ～ 3,042,000
6,000	1,245,000	871,500 ～ 1,618,500	2,490,000	1,743,000 ～ 3,237,000
6,500	1,320,000	924,000 ～ 1,716,000	2,640,000	1,848,000 ～ 3,432,000
7,000	1,395,000	976,500 ～ 1,813,500	2,790,000	1,953,000 ～ 3,627,000
7,500	1,470,000	1,029,000 ～ 1,911,000	2,940,000	2,058,000 ～ 3,822,000
8,000	1,545,000	1,081,500 ～ 2,008,500	3,090,000	2,163,000 ～ 4,017,000
8,500	1,620,000	1,134,000 ～ 2,106,000	3,240,000	2,268,000 ～ 4,212,000
9,000	1,695,000	1,186,500 ～ 2,203,500	3,390,000	2,373,000 ～ 4,407,000
9,500	1,770,000	1,239,000 ～ 2,301,000	3,540,000	2,478,000 ～ 4,602,000
1億	1,845,000	1,291,500 ～ 2,398,500	3,690,000	2,583,000 ～ 4,797,000
1億1,000	1,995,000	1,396,500 ～ 2,593,500	3,990,000	2,793,000 ～ 5,187,000

経済的利益の 価額（万円）	着 手 金		報 酬 金	
	標準額（円）	増減許容額 （円）～（円）	標準額 （円）	増減許容額 （円）～（円）
1億2,000	2,145,000	1,501,500 ～ 2,788,500	4,290,000	3,003,000 ～ 5,577,000
1億3,000	2,295,000	1,606,500 ～ 2,983,500	4,590,000	3,213,000 ～ 5,967,000
1億4,000	2,445,000	1,711,500 ～ 3,178,500	4,890,000	3,423,000 ～ 6,357,000
1億5,000	2,595,000	1,816,500 ～ 3,373,500	5,190,000	3,633,000 ～ 6,747,000
1億6,000	2,745,000	1,921,500 ～ 3,568,500	5,490,000	3,843,000 ～ 7,137,000
1億7,000	2,895,000	2,026,500 ～ 3,763,500	5,790,000	4,053,000 ～ 7,527,000
1億8,000	3,045,000	2,131,500 ～ 3,958,500	6,090,000	4,263,000 ～ 7,917,000
1億9,000	3,195,000	2,236,500 ～ 4,153,500	6,390,000	4,473,000 ～ 8,307,000
2億	3,345,000	2,341,500 ～ 4,348,500	6,690,000	4,683,000 ～ 8,697,000
2億1,000	3,495,000	2,446,500 ～ 4,543,500	6,990,000	4,893,000 ～ 9,087,000
2億2,000	3,645,000	2,551,500 ～ 4,738,500	7,290,000	5,103,000 ～ 9,477,000
2億3,000	3,795,000	2,656,500 ～ 4,933,500	7,590,000	5,313,000 ～ 9,867,000
2億4,000	3,945,000	2,761,500 ～ 5,128,500	7,890,000	5,523,000 ～ 10,257,000
2億5,000	4,095,000	2,866,500 ～ 5,323,500	8,190,000	5,733,000 ～ 10,647,000
2億6,000	4,245,000	2,971,500 ～ 5,518,500	8,490,000	5,943,000 ～ 11,037,000
2億7,000	4,395,000	3,076,500 ～ 5,713,500	8,790,000	6,153,000 ～ 11,427,000
2億8,000	4,545,000	3,181,500 ～ 5,908,500	9,090,000	6,363,000 ～ 11,817,000
2億9,000	4,695,000	3,286,500 ～ 6,103,500	9,390,000	6,573,000 ～ 12,207,000
3億	4,845,000	3,391,500 ～ 6,298,500	9,690,000	6,783,000 ～ 12,597,000
3億5,000	5,345,000	3,741,500 ～ 6,948,500	10,690,000	7,483,000 ～ 13,897,000
4億	5,845,000	4,091,500 ～ 7,598,500	11,690,000	8,183,000 ～ 15,197,000
4億5,000	6,345,000	4,441,500 ～ 8,248,500	12,690,000	8,883,000 ～ 16,497,000
5億	6,845,000	4,791,500 ～ 8,898,500	13,690,000	9,583,000 ～ 17,797,000
5億5,000	7,345,000	5,141,500 ～ 9,548,500	14,690,000	10,283,000 ～ 19,097,000
6億	7,845,000	5,491,500 ～ 10,198,500	15,690,000	10,983,000 ～ 20,397,000
6億5,000	8,345,000	5,841,500 ～ 10,848,500	16,690,000	11,683,000 ～ 21,697,000
7億	8,845,000	6,191,500 ～ 11,498,500	17,690,000	12,383,000 ～ 22,997,000
7億5,000	9,345,000	6,541,500 ～ 12,148,500	18,690,000	13,083,000 ～ 24,297,000
8億	9,845,000	6,891,500 ～ 12,798,500	19,690,000	13,783,000 ～ 25,597,000
8億5,000	10,345,000	7,241,500 ～ 13,448,500	20,690,000	14,483,000 ～ 26,897,000
9億	10,845,000	7,591,500 ～ 14,098,500	21,690,000	15,183,000 ～ 28,197,000
9億5,000	11,345,000	7,941,500 ～ 14,748,500	22,690,000	15,883,000 ～ 29,497,000
10億	11,845,000	8,291,500 ～ 15,398,500	23,690,000	16,583,000 ～ 30,797,000
11億	12,845,000	8,991,500 ～ 16,698,500	25,690,000	17,983,000 ～ 33,397,000
12億	13,845,000	9,691,500 ～ 17,998,500	27,690,000	19,383,000 ～ 35,997,000
13億	14,845,000	10,391,500 ～ 19,298,500	29,690,000	20,783,000 ～ 38,597,000
14億	15,845,000	11,091,500 ～ 20,598,500	31,690,000	22,183,000 ～ 41,197,000
15億	16,845,000	11,791,500 ～ 21,898,500	33,690,000	23,583,000 ～ 43,797,000
16億	17,845,000	12,491,500 ～ 23,198,500	35,690,000	24,983,000 ～ 46,397,000
17億	18,845,000	13,191,500 ～ 24,498,500	37,690,000	26,383,000 ～ 48,997,000
18億	19,845,000	13,891,500 ～ 25,798,500	39,690,000	27,783,000 ～ 51,597,000
19億	20,845,000	14,591,500 ～ 27,098,500	41,690,000	29,183,000 ～ 54,197,000
20億	21,845,000	15,291,500 ～ 28,398,500	43,690,000	30,583,000 ～ 56,797,000
21億	22,845,000	15,991,500 ～ 29,698,500	45,690,000	31,983,000 ～ 59,397,000
22億	23,845,000	16,691,500 ～ 30,998,500	47,690,000	33,383,000 ～ 61,997,000
23億	24,845,000	17,391,500 ～ 32,298,500	49,690,000	34,783,000 ～ 64,597,000
24億	25,845,000	18,091,500 ～ 33,598,500	51,690,000	36,183,000 ～ 67,197,000
25億	26,845,000	18,791,500 ～ 34,898,500	53,690,000	37,583,000 ～ 69,797,000
26億	27,845,000	19,491,500 ～ 36,198,500	55,690,000	38,983,000 ～ 72,397,000
27億	28,845,000	20,191,500 ～ 37,498,500	57,690,000	40,383,000 ～ 74,997,000
28億	29,845,000	20,891,500 ～ 38,798,500	59,690,000	41,783,000 ～ 77,597,000
29億	30,845,000	21,591,500 ～ 40,098,500	61,690,000	43,183,000 ～ 80,197,000
30億	31,845,000	22,291,500 ～ 41,398,500	63,690,000	44,583,000 ～ 82,797,000

任意整理事件(第25条)

経済的利益の 価額 (万円)	着手金	報酬金		ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、第24条4項及び6項の報酬に準ずる。	ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、第25条4項による。
		イ 事件が清算により終了			
		弁護士が債権取立、資産売却等により 集めた配当源資額につき	依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提 供を受けた配当源資額につき		
100	① 事業者の任意整理 ② 非事業者の任意整理 一〇〇万円以上 三〇万円以上	150,000	30,000		
200		300,000	60,000		
300		450,000	90,000		
400		600,000	120,000		
500		750,000	150,000		
600		850,000	180,000		
700		950,000	210,000		
800		1,050,000	240,000		
900		1,150,000	270,000		
1,000		1,250,000	300,000		
1,100		1,330,000	330,000		
1,200		1,410,000	360,000		
1,300		1,490,000	390,000		
1,400		1,570,000	420,000		
1,500		1,650,000	450,000		
1,600		1,730,000	480,000		
1,700		1,810,000	510,000		
1,800		1,890,000	540,000		
1,900		1,970,000	570,000		
2,000		2,050,000	600,000		
2,100		2,130,000	630,000		
2,200		2,210,000	660,000		
2,300		2,290,000	690,000		
2,400		2,370,000	720,000		
2,500		2,450,000	750,000		
2,600		2,530,000	780,000		
2,700		2,610,000	810,000		
2,800		2,690,000	840,000		
2,900		2,770,000	870,000		
3,000		2,850,000	900,000		
3,500	3,250,000	1,050,000			
4,000	3,650,000	1,200,000			
4,500	4,050,000	1,350,000			
5,000	4,450,000	1,500,000			
5,500	4,750,000	1,600,000			
6,000	5,050,000	1,700,000			
6,500	5,350,000	1,800,000			
7,000	5,650,000	1,900,000			
7,500	5,950,000	2,000,000			
8,000	6,250,000	2,100,000			
8,500	6,550,000	2,200,000			
9,000	6,850,000	2,300,000			
9,500	7,150,000	2,400,000			
1億	7,450,000	2,500,000			
1億1,000	7,950,000	2,600,000			
1億2,000	8,450,000	2,700,000			

即決和解

経済的利益の 価額（万円）	示談交渉を要しない場合	示談交渉を要する場合
	手数料(円)	手数料(円)
100	100,000	示談交渉事件として、第16条又は 第20条、第21条による。
200	100,000	
300	100,000	
400	110,000	
500	120,000	
600	130,000	
700	140,000	
800	150,000	
900	160,000	
1,000	170,000	
1,100	180,000	
1,200	190,000	
1,300	200,000	
1,400	210,000	
1,500	220,000	
1,600	230,000	
1,700	240,000	
1,800	250,000	
1,900	260,000	
2,000	270,000	
2,100	280,000	
2,200	290,000	
2,300	300,000	
2,400	310,000	
2,500	320,000	
2,600	330,000	
2,700	340,000	
2,800	350,000	
2,900	360,000	
3,000	370,000	
3,500	395,000	
4,000	420,000	
4,500	445,000	
5,000	470,000	
5,500	495,000	
6,000	520,000	
6,500	545,000	
7,000	570,000	
7,500	595,000	
8,000	620,000	
8,500	645,000	
9,000	670,000	
9,500	695,000	
1億	720,000	
1億1,000	770,000	
1億2,000	820,000	

経済的利益の 価額（万円）	示談交渉を要しない場合	示談交渉を要する場合
	手数料(円)	手数料(円)
1億3,000	870,000	
1億4,000	920,000	
1億5,000	970,000	
1億6,000	1,020,000	
1億7,000	1,070,000	
1億8,000	1,120,000	
1億9,000	1,170,000	
2億	1,220,000	
2億1,000	1,270,000	
2億2,000	1,320,000	
2億3,000	1,370,000	
2億4,000	1,420,000	
2億5,000	1,470,000	
2億6,000	1,520,000	
2億7,000	1,570,000	
2億8,000	1,620,000	
2億9,000	1,670,000	
3億	1,720,000	
3億5,000	1,870,000	
4億	2,020,000	
4億5,000	2,170,000	
5億	2,320,000	
5億5,000	2,470,000	
6億	2,620,000	
6億5,000	2,770,000	
7億	2,920,000	
7億5,000	3,070,000	
8億	3,220,000	
8億5,000	3,370,000	
9億	3,520,000	
9億5,000	3,670,000	
10億	3,820,000	

契約書類及びこれに準ずる書類の作成

定 型		
経済的利益が 1,000万円未満	経済的利益が 1,000万円以上 1億円未満	経済的利益が 1億円以上
5万円以上 10万円以下	10万円以上 30万円以下	30万円以上

経済的利益の 価額（万円）	非 定 型		公正証書にする場合
	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
100	100,000	弁護士と依頼者との 協議により定める額	左記の手数料に 3万円を加算する
200	100,000		
300	100,000		
400	110,000		
500	120,000		
600	130,000		
700	140,000		
800	150,000		
900	160,000		
1,000	170,000		
1,100	180,000		
1,200	190,000		
1,300	200,000		
1,400	210,000		
1,500	220,000		
1,600	230,000		
1,700	240,000		
1,800	250,000		
1,900	260,000		
2,000	270,000		
2,100	280,000		
2,200	290,000		
2,300	300,000		
2,400	310,000		
2,500	320,000		
2,600	330,000		
2,700	340,000		
2,800	350,000		
2,900	360,000		
3,000	370,000		
3,500	385,000		
4,000	400,000		
4,500	415,000		
5,000	430,000		
5,500	445,000		
6,000	460,000		
6,500	475,000		

経済的利益の 価額（万円）	非 定 型		公正証書にする場合
	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
7,000	490,000		
7,500	505,000		
8,000	520,000		
8,500	535,000		
9,000	550,000		
9,500	565,000		
1億	580,000		
1億1,000	610,000		
1億2,000	640,000		
1億3,000	670,000		
1億4,000	700,000		
1億5,000	730,000		
1億6,000	760,000		
1億7,000	790,000		
1億8,000	820,000		
1億9,000	850,000		
2億	880,000		
2億1,000	910,000		
2億2,000	940,000		
2億3,000	970,000		
2億4,000	1,000,000		
2億5,000	1,030,000		
2億6,000	1,060,000		
2億7,000	1,090,000		
2億8,000	1,120,000		
2億9,000	1,150,000		
3億	1,180,000		
3億5,000	1,230,000		
4億	1,280,000		
4億5,000	1,330,000		
5億	1,380,000		
5億5,000	1,430,000		
6億	1,480,000		
6億5,000	1,530,000		
7億	1,580,000		
7億5,000	1,630,000		
8億	1,680,000		
8億5,000	1,730,000		
9億	1,780,000		
9億5,000	1,830,000		
10億	1,880,000		

遺言書作成

定 型	10万円以上20万円以下
-----	--------------

経済的利益の 価額（万円）	非 定 型		公正証書にする場合
	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
100	200,000	弁護士と依頼者との 協議により定める額	左記の手数料に 3万円を加算する
200	200,000		
300	200,000		
400	210,000		
500	220,000		
600	230,000		
700	240,000		
800	250,000		
900	260,000		
1,000	270,000		
1,100	280,000		
1,200	290,000		
1,300	300,000		
1,400	310,000		
1,500	320,000		
1,600	330,000		
1,700	340,000		
1,800	350,000		
1,900	360,000		
2,000	370,000		
2,100	380,000		
2,200	390,000		
2,300	400,000		
2,400	410,000		
2,500	420,000		
2,600	430,000		
2,700	440,000		
2,800	450,000		
2,900	460,000		
3,000	470,000		
3,500	485,000		
4,000	500,000		
4,500	515,000		
5,000	530,000		
5,500	545,000		
6,000	560,000		
6,500	575,000		
7,000	590,000		
7,500	605,000		
8,000	620,000		
8,500	635,000		
9,000	650,000		

経済的利益の 価額（万円）	非 定 型		公正証書にする場合
	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	
9,500	665,000		
1億	680,000		
1億1,000	710,000		
1億2,000	740,000		
1億3,000	770,000		
1億4,000	800,000		
1億5,000	830,000		
1億6,000	860,000		
1億7,000	890,000		
1億8,000	920,000		
1億9,000	950,000		
2億	980,000		
2億1,000	1,010,000		
2億2,000	1,040,000		
2億3,000	1,070,000		
2億4,000	1,100,000		
2億5,000	1,130,000		
2億6,000	1,160,000		
2億7,000	1,190,000		
2億8,000	1,220,000		
2億9,000	1,250,000		
3億	1,280,000		
3億5,000	1,330,000		
4億	1,380,000		
4億5,000	1,430,000		
5億	1,480,000		
5億5,000	1,530,000		
6億	1,580,000		
6億5,000	1,630,000		
7億	1,680,000		
7億5,000	1,730,000		
8億	1,780,000		
8億5,000	1,830,000		
9億	1,880,000		
9億5,000	1,930,000		
10億	1,980,000		

遺言執行

経済的利益の 価額（万円）	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	遺言執行に裁判手続 を要する場合
100	300,000	弁護士と受遺者との 協議により定める額	遺言執行手数料とは別に、裁判 手続きに要する弁護士報酬を請 求できる
200	300,000		
300	300,000		
400	320,000		
500	340,000		
600	360,000		
700	380,000		
800	400,000		
900	420,000		
1,000	440,000		
1,100	460,000		
1,200	480,000		
1,300	500,000		
1,400	520,000		
1,500	540,000		
1,600	560,000		
1,700	580,000		
1,800	600,000		
1,900	620,000		
2,000	640,000		
2,100	660,000		
2,200	680,000		
2,300	700,000		
2,400	720,000		
2,500	740,000		
2,600	760,000		
2,700	780,000		
2,800	800,000		
2,900	820,000		
3,000	840,000		
3,500	890,000		
4,000	940,000		
4,500	990,000		
5,000	1,040,000		
5,500	1,090,000		
6,000	1,140,000		
6,500	1,190,000		
7,000	1,240,000		
7,500	1,290,000		
8,000	1,340,000		
8,500	1,390,000		
9,000	1,440,000		
9,500	1,490,000		
1億	1,540,000		
1億1,000	1,640,000		
1億2,000	1,740,000		
1億3,000	1,840,000		

経済的利益の 価額（万円）	基 本	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	遺言執行に裁判手続 を要する場合
1億4,000	1,940,000		
1億5,000	2,040,000		
1億6,000	2,140,000		
1億7,000	2,240,000		
1億8,000	2,340,000		
1億9,000	2,440,000		
2億	2,540,000		
2億1,000	2,640,000		
2億2,000	2,740,000		
2億3,000	2,840,000		
2億4,000	2,940,000		
2億5,000	3,040,000		
2億6,000	3,140,000		
2億7,000	3,240,000		
2億8,000	3,340,000		
2億9,000	3,440,000		
3億	3,540,000		
3億5,000	3,790,000		
4億	4,040,000		
4億5,000	4,290,000		
5億	4,540,000		
5億5,000	4,790,000		
6億	5,040,000		
6億5,000	5,290,000		
7億	5,540,000		
7億5,000	5,790,000		
8億	6,040,000		
8億5,000	6,290,000		
9億	6,540,000		
9億5,000	6,790,000		
10億	7,040,000		

会社設立等

(合併又は分割については200万円、通常清算については100万円、その他の手続きについては10万円をそれぞれ最低額とする。)

経済的利益の 価額 (万円)	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算
100	100,000
200	100,000
300	120,000
400	160,000
500	200,000
600	240,000
700	280,000
800	320,000
900	360,000
1,000	400,000
1,100	430,000
1,200	460,000
1,300	490,000
1,400	520,000
1,500	550,000
1,600	580,000
1,700	610,000
1,800	640,000
1,900	670,000
2,000	700,000
2,100	720,000
2,200	740,000
2,300	760,000
2,400	780,000
2,500	800,000
2,600	820,000
2,700	840,000
2,800	860,000
2,900	880,000
3,000	900,000
3,500	1,000,000
4,000	1,100,000
4,500	1,200,000
5,000	1,300,000
5,500	1,400,000
6,000	1,500,000
6,500	1,600,000
7,000	1,700,000
7,500	1,800,000
8,000	1,900,000
8,500	2,000,000
9,000	2,100,000
9,500	2,200,000
1億	2,300,000

経済的利益の 価額（万円）	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算
1億1,000	2,400,000
1億2,000	2,500,000
1億3,000	2,600,000
1億4,000	2,700,000
1億5,000	2,800,000
1億6,000	2,900,000
1億7,000	3,000,000
1億8,000	3,100,000
1億9,000	3,200,000
2億	3,300,000
2億1,000	3,350,000
2億2,000	3,400,000
2億3,000	3,450,000
2億4,000	3,500,000
2億5,000	3,550,000
2億6,000	3,600,000
2億7,000	3,650,000
2億8,000	3,700,000
2億9,000	3,750,000
3億	3,800,000
3億5,000	4,050,000
4億	4,300,000
4億5,000	4,550,000
5億	4,800,000
5億5,000	5,050,000
6億	5,300,000
6億5,000	5,550,000
7億	5,800,000
7億5,000	6,050,000
8億	6,300,000
8億5,000	6,550,000
9億	6,800,000
9億5,000	7,050,000
10億	7,300,000